



令和2年3月31日

報道関係者各位

～聴覚障害者の市役所での相談・手続きが安心・円滑～ テレビ電話手話通訳サービスを導入します

福生市では4月1日から、聴覚障害者との円滑な意思疎通を図ることができるようにするために、テレビ電話により手話通訳を行うための専用タブレット端末を、市役所1階11番の障害福祉課窓口にて1台導入します。

■導入の経緯

福生市では、「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を目指してさまざまな施策を展開しています。

障害者差別解消法において、障害者への合理的配慮が求められており、障害者の方々へのバリアフリー対応への社会的なニーズが高まっています。また、福生市第5期障害福祉計画等においても、ICTの活用を図りコミュニケーションに支障がある障害者の意思疎通支援の充実を図るという方向性も示されておりましたことから、導入することとしました。

■テレビ電話手話通訳サービスの概要

【対応時間】

市役所の開庁時間内にテレビ電話による手話通訳に対応します。
(水曜日の夜間および土曜日の開庁時間内を含みます。)

【利用シーン】

障害福祉課での相談や福祉サービスの申請手続きのほか、申告、納税、転入・転出手続きなど、市役所内の障害福祉課以外の部署にご用がある場合も利用できます。

【使い方】

専用タブレット端末の画面にある「手話」のアイコンをタッチするだけですぐにテレビ電話がつながります。市職員が操作しますので安心です。

【予算額】

令和2年度当初予算に431千円を計上しています。

【問合せ】 障害福祉課障害福祉係 Tel042-551-1742